



令和8年5月30日

保護者の皆様へ

津山市教育委員会

学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりのために(お願い)

平素より、本市の学校教育にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

学校と家庭・地域は、児童生徒の健やかな成長のために、相互に尊重し合い、理解を深め、それぞれの役割を踏まえて連携・協働することが求められています。お子様の学校生活等で気になることや心配がある際には、遠慮なく学校や教育委員会にご相談ください。

一方で、学校等に対して、一部の保護者等による社会通念を超える言動等がみられることもあります。こうした言動は、時に教職員を疲弊させ、お子様の教育に支障をきたす場合もあります。ついては、保護者の皆様には、次のような教職員への行き過ぎた行為についてはご遠慮いただきますよう、ご協力をお願いします。

別添の岡山県教育委員会作成のリーフレットもご参照ください。

記

1 威圧的な言動

- ・大声や暴言で執拗に責め立てたり、高圧的に自らの要求を主張したりすること。
- ・過度な謝罪や土下座、教職員個人に対して損害賠償や慰謝料を求めること。

2 過度な要求

- ・教育活動（授業内容、グループ分け等）について過剰な干渉や要求をすること。
- ・成績に関する不当な要求や、担任の変更、異動、退職を執拗に求めること。
- ・多項目に及ぶ質問に対して書面での回答を要求すること。

3 長時間の拘束

- ・業務に支障が生じるような長時間の居座りや電話をすること。
- ・繰返しの電話、面談、家庭訪問を何度も要求すること。

4 SNS等での発信

- ・学校内の様子を許可なく撮影や録音したり、SNS等で教職員や学校への誹ぼう中傷を発信したりすること。

【津山市教育委員会相談窓口】

学校教育課「津山市教育電話相談」 ☎0868-32-2124

※下記の曜日・時間に受け付けています。

	月	火	水	木	金
13:15~17:15	○	○	△	○	○